

- 効率的かつ安定的な農業経営が農業構造の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定する制度として、平成5年に「認定農業者制度」を創設。
- 認定農業者数は、22.2万経営体、うち法人は年々増加し 2.8万経営体（令和4年3月末現在）。

○農業経営改善計画の作成

農業者自らが、5年後の目標と その達成のための取組内容を記載

【記載事項】

- ・経営改善の方向
（年間農業所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等）
- ・経営規模の目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積等）
- ・生産方式に関する目標（例：機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- ・経営管理に関する目標（例：複式簿記での記帳等）
- ・農業従事の様態の目標（例：休日制の導入等）等

※農業用施設の整備に関する事項（施設の種類、規模、所在等）を記載することも可能

【認定要件】

- ・市町村基本構想に照らして適切なものであるか
（目標所得を目指すものとなっているかどうか）
 - ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか
 - ・達成される見込みが確実であるか
- <農業用施設の整備に際して農地転用の許可を要する場合>
- ・農地転用許可基準を満たしているかどうか

市町村等^{※1}へ申請

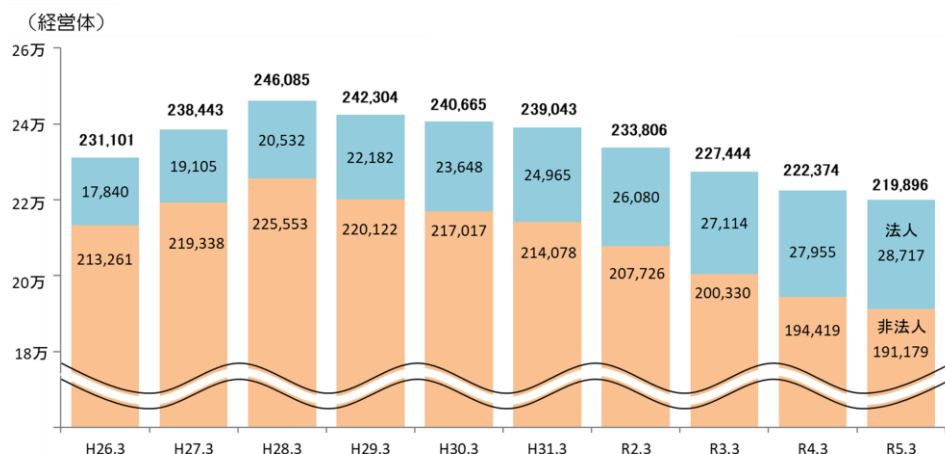
市町村等^{※1}が認定

認定農業者

※1 農業経営を営む区域が市町村又は都道府県の区域を越える場合は、都道府県又は国へ申請

※2 電子申請も可能

○認定農業者数の推移



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

注：特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

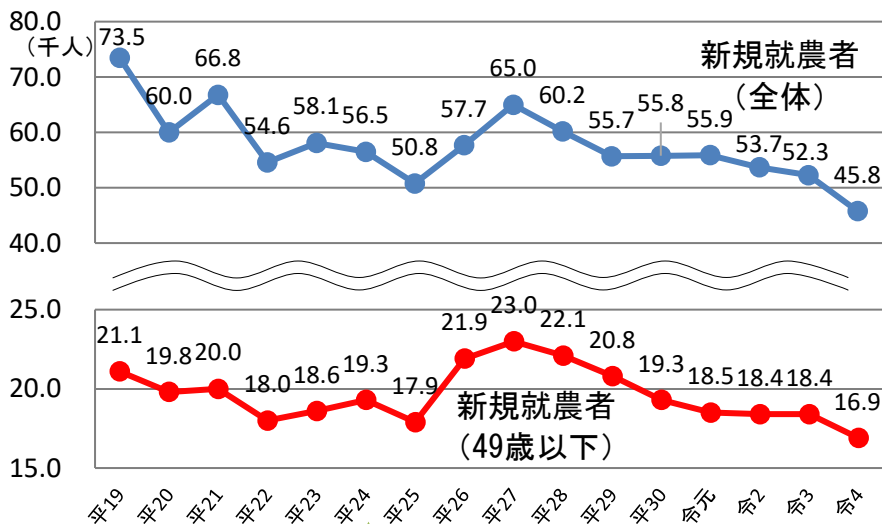
○認定農業者に対する主な支援措置

経営所得安定対策	ゲタ対策、ナラシ対策※
融 資	スーパーL資金及び農業近代化資金
税 制	農業経営基盤強化準備金制度
農業者年金	農業者年金の保険料支援
農地転用	農地転用手続のワンストップ化

※ ゲタ対策とは麦・大豆等のコスト割れの補填、ナラシ対策とは米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネットのこと。

- 我が国において高齢化・人口減少が本格化する中で、将来の担い手の確保・育成を図り、世代間のバランスのとれた農業構造にしていくことが重要。
- 将来の担い手として期待される40代以下の就農者は、近年は1万7～8千人前後で推移。また、雇用の受け皿としても期待される法人経営体は増加傾向で推移し、令和6年に33,400法人。

○新規就農者数の推移



農の雇用事業 (現: 雇用
就農資金) 創設

青年就農給付金 (現: 就農準備資金・
経営開始資金) 創設

資料: 農林水産省「新規就農者調査」

○49歳以下の就農 (希望) 者に対する主な支援策

経営発展支援事業 (※1)

都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援 (補助対象事業費上限1,000万円、国の補助上限1/2) <例: 国1/2、県1/4、本人1/4>

就農準備資金 (※2)

研修期間中の研修生に対して、12.5万円/月 (150万円/年) を最長2年間交付

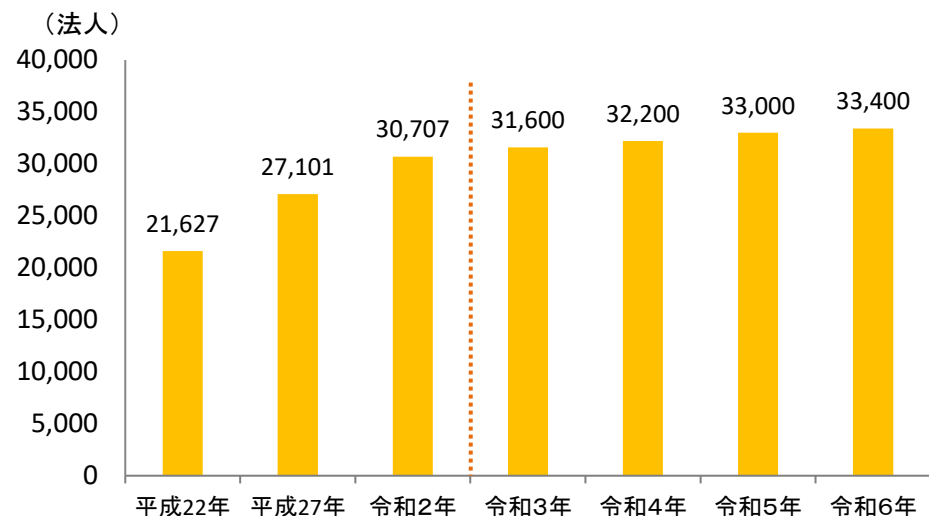
経営開始資金 (※2)

独立・自営する認定新規就農者に対して、12.5万円/月 (150万円/年) を最長3年間交付

雇用就農資金 (※3)

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して、60万円/年を最長4年間助成

○法人経営体数の推移



資料: 農林水産省「農林業センサス」(平成22年～令和2年)、「農業構造動態調査」(令和3年～令和6年)
注: 令和3～令和6年の数値は農業構造動態調査の結果で、標本調査により把握した推計値

○法人化に対する主な支援策

農業経営・就農サポート推進事業

都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる農業者の課題解決 (法人化等) に必要な助言等を実施

集落営農活性化プロジェクト促進事業

集落営農の活性化を推進するためのビジョンを策定する組織の法人化を支援 (定額25万円)

経営継承・発展等支援事業

地域の担い手の後継者が経営継承後に行う経営発展の取組 (法人化含む) を支援 (上限100万円、国と市町村が1/2ずつ負担)

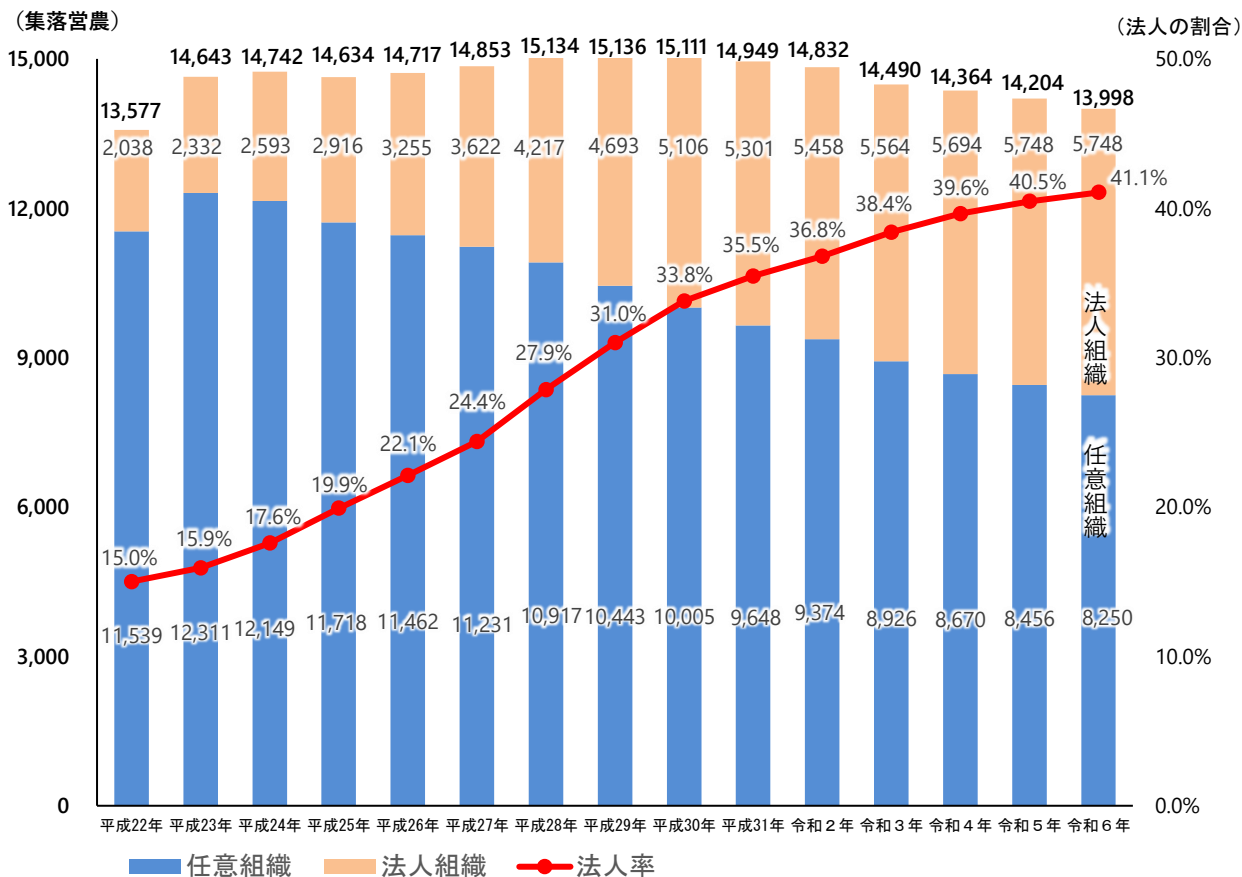
※1: 令和4年度新規事業

※3: 令和3年度以前の「農の雇用事業」

※2: 令和3年度以前の「農業次世代人材投資資金 (準備型・経営開始型)」

- 集落営農数は平成29年をピークに減少傾向で推移。一方、法人の割合は年々増加し4割を超え、令和6年は前年から0.6ポイント増加。
- 任意組織は、新設がある一方で解散等による減少もあり、近年は減少傾向。

○集落営農数の推移



集落営農の構成員の高齢化等が進む中
 ・先進的技術の知見や多様な発想による新たな取組の展開
 ・組織運営に不可欠な経営基盤の強化など適切な農地利用と農業の持続的な発展を図る必要。



集落営農活性化プロジェクト 促進事業

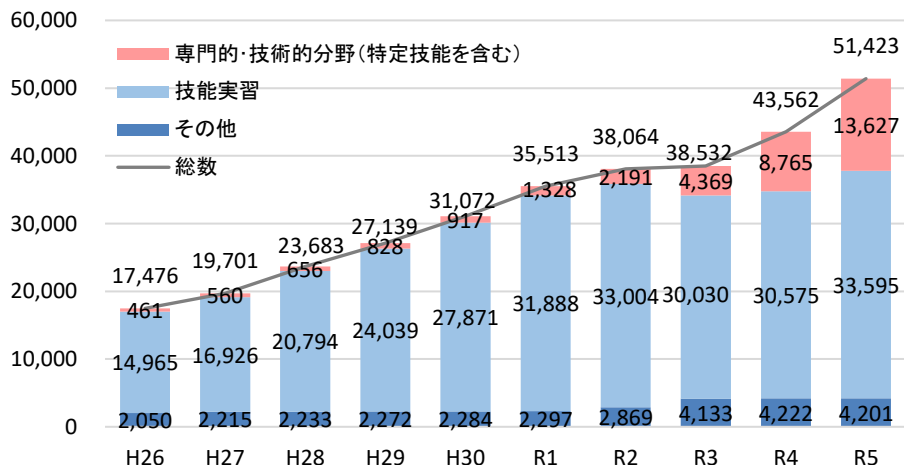
集落営農の活性化に向け、ビジネスづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援。

資料：集落営農実態調査(各年2月1日現在)

※令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の集落営農については、令和6年の調査結果には含めていない。

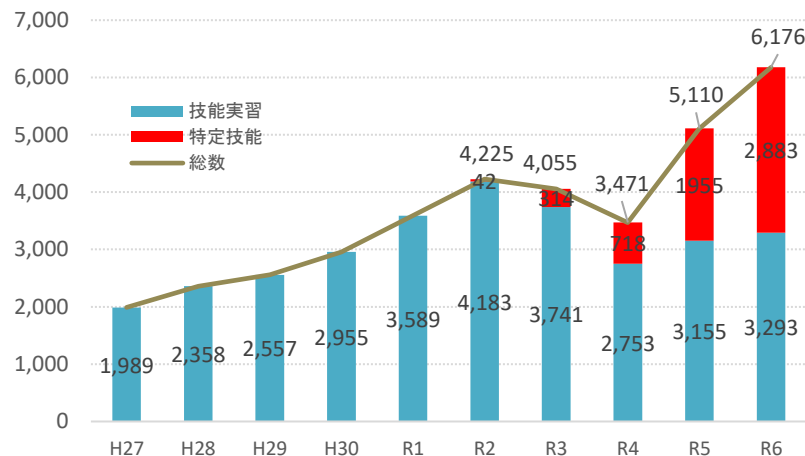
○ 外国人材については、農業(51,423人)、漁業(6,176人)、外食業(201,508人)、飲食料品製造業(169,483人)の受入れとなっている。※漁業は令和6年3月末時点、その他は令和5年10月末時点

農業



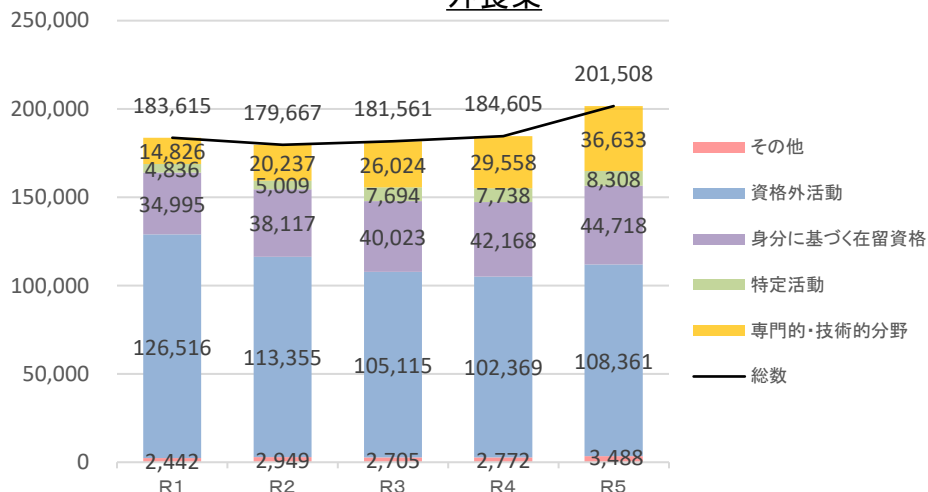
資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」から特別集計（各年10月末現在）
※雇用開始時の在留資格に基づき集計

漁業



資料：特定技能は出入国在留管理庁「外国人材の受入れ状況及び共生社会の実現に向けた取組」、技能実習は水産庁調べ（各年3月末現在）

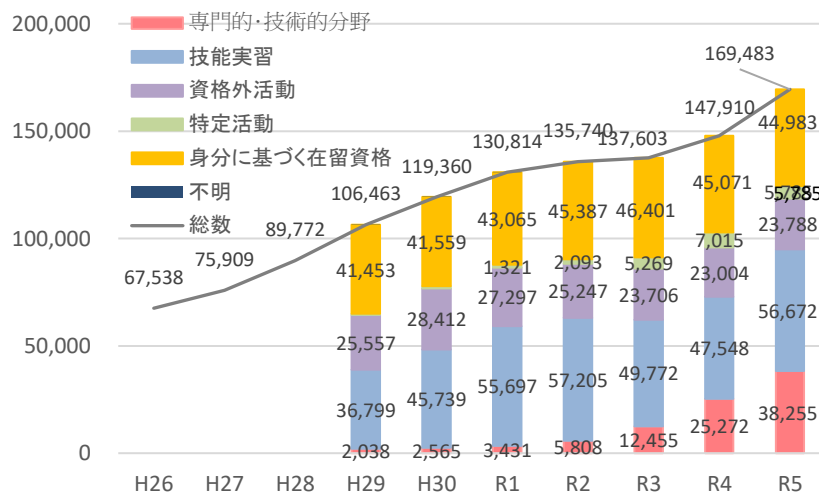
外食業



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」から特別集計（各年10月末現在）
※雇用開始時の在留資格に基づき集計

注：「外食業」でのR1年以前の数値はありません。

飲食料品製造業



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」から特別集計（各年10月末現在）
※雇用開始時の在留資格に基づき集計

○ 農林水産業・食品産業分野の外国人材受入れの仕組みとして、実習目的の「技能実習制度」と就労目的の「特定技能制度（平成31年4月創設）」がある。

○技能実習制度と特定技能制度の比較について

		技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格		「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能 1 号」、「特定技能 2 号」 ➤ 就労目的
在留期間		最大で最長 5 年 1 年目 技能実習 1 号 ↓ (技能評価試験 (初級) を受検・合格) 2・3 年目 技能実習 2 号 ↓ (技能評価試験 (専門級) を受検・合格) ※実習開始前に 1 ヶ月以上の帰国が必要 4・5 年目 技能実習 3 号 (技能実習期間中は原則帰国不可)	「特定技能 1 号」：通算 5 年 (1 年を超えない範囲の在留期間を更新) 「特定技能 2 号」：上限なし (3 年、1 年又は 6 月の在留期間を更新) ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲	農業関係	・耕種農業：「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「養鶏」「酪農」	<1号> ・耕種農業全般 ・畜産農業全般 <2号> + 当該業務に関する管理業務 (現場リーダー、農場長など)
	漁業関係	・漁船漁業：「かつお一本釣り漁業」「延縄漁業」「いか釣り漁業」「まき網漁業」等 ・養殖業：「ほたてがい・まがき養殖」	<1号> ・漁業全般 ・養殖業全般 <2号> + 当該業務に関する管理業務 (現場リーダー、養殖長など)
	食品産業関係	・「缶詰巻締」「食鳥処理加工業」「パン製造」「水産練り製品製造」「そう菜製造業」等 ・「医療・福祉施設給食製造」	<1号> ・飲食料品製造業全般 (酒類を除く) ・外食業全般 <2号> + 当該業務に関する管理業務 (部門長、ライン長など) + 店舗経営 (店長、エリアマネージャーなど)
技能水準※		—	「特定技能 1 号」：相当程度の知識又は経験が必要とする技能 「特定技能 2 号」：熟練した技能
日本語能力の水準※		—	「特定技能 1 号」：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本 「特定技能 2 号」：日本語能力試験N3以上 (漁業・外食業分野のみ)
外国人材の受入れ主体 (雇用主)		実習実施者（農業者等）	・農業経営体、漁業経営体、 飲食料品製造事業者、外食事業者 ・派遣事業者（農業・漁業分野のみ）

※ 業所官省庁が定める試験等により確認。ただし、1号については、技能実習（3年）を修了した者は試験を免除。

○特定技能制度による受入れ

分野	5年間の受入れ 上限数※1	受入れ 人数※2
農業	78,000人	23,861人
漁業	17,000人	2,669人
飲食料品製造業	139,000人	61,095人
外食業	53,000人	13,312人
林業	1,000人	—
木材産業	5,000人	—

※1:令和6年4月～令和10年3月末までの5年間

※2:令和5年12月末時点（速報値）

※3:林業及び木材産業については、令和6年3月に「特定技能1号」の対象分野に追加され、関係省令や運用等の整備ができ次第受入開始

○育成就労制度の創設

- ・人材育成を通じた国際貢献を目的とする技能実習制度から、特定技能1号水準の人材育成と確保を目的とする育成就労制度へ改正（令和6年6月14日成立）。
 - ・施行は3年以内で政令で定める日。